

## 平成 15 年 第 2 次 試 験 の 出 題 範 囲

### 試験の目的

第 2 次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な専門的学識を有するかどうかを判定することをその目的としています。

### 試験科目及び出題範囲

試 験 科 目	出 題 形 式	出 題 範 囲
民 法	論 文 式	民法第 1 編から第 3 編を中心に、第 4 編及び第 5 編並びに次の特別法を含む。 借地借家法 建物の区分所有等に関する法律
不動産に関する行政法規	択 一 式	次の の法律を中心に、 の法律を含む。 土地基本法 不動産の鑑定評価に関する法律 地価公示法 国土利用計画法 都市計画法 土地区画整理法 都市再開発法 建築基準法 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（建物の区分所有等に関する法律の条文を引用している場合には同法の該当条文を含む。） 不動産登記法 土地収用法 文化財保護法 農地法 所得税法（第 1 編から第 2 編第 2 章第 3 節までに限る。） 法人税法（第 1 編から第 2 編第 1 章第 1 節までに限る。） 租税特別措置法（第 1 章、第 2 章、第 3 章第 5 節の 2 及び第 3 章第 6 節に限る。） 地方税法 都市緑地保全法 住宅の品質確保の促進等に関する法律 宅地造成等規制法 新住宅市街地開発法 宅地建物取引業法 公有地の拡大の推進に関する法律 自然公園法 自然環境保全法 森林法 道路法 河川法 海岸法 公有水面埋立法 国有財産法 相続税法  土壌汚染対策法は、平成 16 年試験から の法律として出題範囲に含める予定です。

試験科目	出題形式	出題範囲
経済学	論文式	ミクロ及びマクロの経済理論と政策論
会计学	論文式	財務会計論（企業の財務諸表の作成及び理解に必要な会計理論、会計諸規則及び諸基準。ただし、商法及び商法施行規則の関連規定を含む。）
不動産の鑑定評価に関する理論	論文式	不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日国土第83号国土交通事務次官通知）

「出題範囲」に記載している法令及び諸規程については、平成15年2月1日時点で施行されているものから出題します。

## 平成15年第3次試験の出題範囲

### 試験の目的

第3次試験は、不動産鑑定士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをその目的としています。

### 試験科目及び出題範囲

試験科目	出題形式	出題範囲
不動産の鑑定評価に関する実務	論文式 (論文問題) (演習問題)	不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準運用上の留意事項（平成14年7月3日国土第83号国土交通事務次官通知）において集約された不動産の鑑定評価に関する理論及び技能（実務補習において修得する不動産鑑定士となるのに必要な技能を含む。）に基づくものとする。